

## 赤井川村レンタサイクル利用規約（令和6年）

本利用規約（以下「本規約」という。）は、赤井川村地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）が管理・運営するレンタサイクル事業について、お客様（以下「利用者」という。）に遵守していただく事項について定めています。レンタサイクルをご利用の場合は、本規約の遵守をお願いします。

### 1. 利用申込み

- ・利用申込みは、赤井川村役場にて「赤井川村レンタサイクル利用申込書」を提出することにより行ってください。
- ・申込みの際、氏名及び住所を確認できるもの（運転免許証、パスポート、健康保険証、学生証、マイナンバーカード等）を提示してください。
- ・利用申込書に虚偽の記載をされた場合は、利用をお断りする場合があります。

### 2. 個人情報の利用

- ・本サービスの利用に関連して知り得た個人情報については、個人情報保護法に従って取り扱うものとします。

### 3. 利用日・利用時間・利用料

- ・利用日等については、下表のとおりとなります。なお、予約に関しては、赤井川村総務課（0135-34-6211）にお問い合わせください。
- ・自転車の故障、返却の遅れ等が発生した場合は、あらかじめお申込みいただいていた場合であっても、自転車を貸し出せない場合があります。この場合に何らかの損害が発生したとしても、村は一切責任を負いませんので、あらかじめご了承ください。

利用日	利用時間	利用料	
令和6年9月2日から10月15日まで	9時から17時まで	マウンテンバイク	無料

### 4. 利用上の注意等

- ・自転車を利用できる者は、自転車の乗用に安全上支障がない高校生以上の者とします。ただし、小学生・中学生であっても、その保護者の同伴があれば利用できます。
- ・お一人様につき、1台の貸出しとなります。
- ・貸出し及び返却は、1日ごとです。
- ・自転車の利用については、道路交通法等関連法令を遵守し、交通マナーには充分留意し

てください。

- ・場所によっては、歩車分離がされていないところもありますので充分注意してください。

#### 5. 自転車の引渡し

- ・自転車の引渡しにあたっては、担当者の取扱説明を受けるとともに、次の項目について担当者とともに点検、確認してください。

- (1) ホイールの固定
- (2) タイヤの空気圧
- (3) サドルの高さ
- (4) 変速ギアの動き
- (5) その他鍵、ライト等の付属品

#### 6. 自転車の返却

- ・利用時間内に赤井川村役場に返却してください。
- ・利用時間を過ぎても返却がされない場合は、警察署に被害届を提出する等の措置をとる場合がございます。

#### 7. 自転車の故障・損傷

- ・利用中に自転車の故障又は損傷があった場合は、直ちに自転車の使用を中止し、速やかに赤井川村役場へご連絡ください。
- ・利用中に自転車が故障した場合は、そのまま赤井川村役場まで持ち込んでください。利用者に起因する自転車の故障については、修理代金は利用者にご負担いただきます。
- ・自転車がパンクした場合は、赤井川村役場までご連絡ください。利用者自身での修理はご遠慮ください。
- ・利用中に自転車の故障又は損傷によって走行不能になった場合、代車の手当てはできません。
- ・自転車の故障によって利用者その他第三者に損害が発生したとしても、村に起因する場合を除いて、村は一切責任を負いません。
- ・いかなる事情があろうとも、村の事前の了解なく利用者自身で自転車を修理された場合、村は修理代金を負担できません。

#### 8. 自転車の盗難・紛失

- ・利用中に自転車の盗難・紛失等に遭遇した場合は、速やかに余市警察署（0135-22-0110）及び赤井川村役場（0135-34-6211）まで連絡してください。
- ・利用者が適切な管理等を怠ったことにより盗難・紛失等した場合は、利用者に自転車代金 100,000 円をご負担いただきます。

## 9. 保険

別紙資料のとおり保険に加入しておりますのでご確認ください。

## 10. 事故

- ・利用中に事故にあった場合は、速やかに警察署に届ける等の法令で定められた処置をとるとともに、赤井川村役場に事故発生の日時、場所、原因、事故の状況等を報告してください。
- ・事故についての示談等が必要な場合は、利用者の責任において行ってください。村では事故についての一切の責任を負いません。
- ・利用者に起因する利用中の事故等により村に損害が発生した場合は、利用者によるその損害

## 11. 鍵の紛失・破損

- ・自転車の鍵を紛失・破損された場合は、交換料（普通自転車 1,000 円）をお支払いいただきます。

## 12. 禁止事項

- ・レンタサイクルのご利用にあたっては、次の行為を行わないでください。
  - (1) 飲酒、無謀運転その他交通法規に違反する行為
  - (2) 危険箇所、不適切な場所での利用
  - (3) 自転車放置禁止区域及び歩行者や自転車の通行障害となるような場所での駐輪
  - (4) 自転車及び備品の改造等現状の変更
  - (5) パンク等自転車の異常を認めた場合に運転を継続する行為
  - (6) 利用申込者以外の第三者に使用させること。

## 13. 貸出しの不承諾

- ・次の各号のいずれかに該当する場合は、自転車の貸出しを承諾しないことができるものとします。
  - (1) 利用者が前項に掲げた禁止行為を遵守できないと認められるとき。
  - (2) 利用者が暴力団員、暴力団関係者その他反社会的勢力に属していると認められるとき。
  - (3) 貸出日が暴風雨等悪天候のとき、又はそれらが予測されるとき。
  - (4) その他村長が適切でないと認めたとき。

## 14. 利用の取消し

- ・利用者が本規約に違反した場合は、貸出時間中であっても利用を停止し、自転車を直ちに返却していただきます。

15. 規約等の変更

- ・本規約の内容は、予告なく変更されることがありますので、ご了承ください。

施行日：令和6年9月2日